

知っておきたい「肖像権」のこと

埼玉県教育委員会

インターネット上には、日々さまざまな写真や動画が投稿されています。みなさんの中にもスマートフォンで写真・動画を撮影し、SNSなどに投稿することが日常的になっているという人がいるのではないのでしょうか。しかし、インターネット上に投稿される写真・動画には「肖像権」を侵害しているものも多く見られ、問題となっています。

「肖像権」とはどんな権利？

「肖像権」とは、許可なく自身の顔や体を撮影・公表されない権利のことで、誰もが持っている権利です。

無断で他人を撮影したり、他人が写った写真・動画をインターネット上に投稿したりすると、「肖像権」の侵害となる可能性があります。

「肖像権」の侵害は犯罪ではないので、警察に捕まることはありませんが、**被写体となった人物から損害賠償を請求されることがあります。**



「肖像権」を侵害している可能性がある、インターネット上の投稿の例

- ・友だちを撮影したもの



仲のいい相手だからといって、無断で撮影したり、撮影した写真・動画をインターネット上に投稿したりしていいわけではありません。

撮影されるのが苦手だという人もいれば、撮影は大丈夫だけど、写真や動画をインターネット上に載せられるのは嫌だ、という人もいます。

他人を撮影し、その写真・動画をインターネット上に投稿する場合は、必ず「撮影」と「掲載」両方の許可を相手から得なくてははいけません。

- ・外で撮影した際に、他者がはっきりと写り込んでしまったもの



他者が写り込んでしまった写真をインターネット上に投稿したいときは、スタンプやモザイクなどを使って個人が特定できないように加工する必要があります。



他人を撮影するとき、また撮影した写真・動画をインターネット上に投稿するときは、必ず相手の許可をとるようにしましょう。また、外で撮影する際は、写り込みに注意してください。